

議案第 72 号

東京都板橋区立住宅条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 23 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立住宅条例を廃止する条例

東京都板橋区立住宅条例（平成 5 年板橋区条例第 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に、この条例による廃止前の東京都板橋区立住宅条例第 4 条の規定による区立住宅の使用許可を受けた者に係る同条例第 25 条第 2 項の規定による賠償責任、同条例第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定による撤去及び原形回復並びに撤去に要した費用の負担並びに同条例第 27 条の規定による保証金の還付等については、なお従前の例による。

（東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部改正）

- 3 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成 27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 10 の項中「東京都板橋区立住宅条例（平成 5 年板橋区条例第 6 号。以下「区立住宅条例」を「東京都板橋区立住宅条例を廃止する条例（令和 2 年板橋区条例第 号）による廃止前の東京都板橋区立住宅条例（平成 5 年板橋区条例第 6 号。以下「旧区立住宅条例」に改める。

別表第 2 の 15 の項中「区立住宅条例」を「旧区立住宅条例」に改める。

(東京都板橋区住宅基本条例の一部改正)

4 東京都板橋区住宅基本条例（平成4年板橋区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「区立住宅及び」を削る。

(東京都板橋区営住宅条例の一部改正)

5 東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）の一部を次のように改正する。

「第2章 区営住宅等の管理

目次中 第1節 区営住宅の管理（第5条—第38条の2）

第2節 法第45条第2項の規定に基づく区営住宅の活

用（第39条—第42条）」

を「第2章 区営住宅の管理（第5条—第42条）」に改める。

「第2章 区営住宅等の管理」を「第2章 区営住宅の管理」に改める。

第2章第1節の節名を削る。

第2章第2節の節名を削り、第39条から第42条までを次のように改める。

第39条から第42条まで 削除

(提案理由)

区立住宅を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。